平成２７年（フ）第１７号
山梨県甲斐市万才89番地23　パナハイツユウ102
債務者　広浜　貴彰
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
山梨県甲府市住吉５丁目24―14　介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター、住民票上の住所山梨県山梨市下神内川202番地　和田アパート
債務者　南　　弘之
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
山梨県甲斐市亀沢6949番地336
債務者　有賀　愼一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
静岡県富士市森島596番地の１ヴィラ森島106号
債務者　米山　　壽
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３６号
愛知県一宮市奥町字甚四前34番地６　やまさんマンション501号
債務者　ステップ商会こと　阿部　芳美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３９号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東23番地
債務者　寶満恵美子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２号
愛知県犬山市字横町92番地１　リヴェール202
債務者　マイセルアブランこと　ＭＡＩＺＥＬ　ＰＡＲＯＤＩ　ＣＥＳＡＲ　ＡＢＲＡＨＡＮ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０８号
岡山県津山市西中355番地１　第31ＡＳＫコーポ102号
債務者　きまぐれこと　田中眞智子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１７号
香川県高松市田村町1114番地　かがわ総合リハビリテーション成人支援施設、住民票上の住所香川県高松市香南町由佐38番地　川西保記方
債務者　釜野　　明
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
福岡市東区松島１丁目14番26―805号
債務者　平田　竜二
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７号
福岡市中央区鳥飼３丁目７番11―2102号
債務者　輪湖さゆり
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１号
福岡市早良区四箇２丁目３番９―102号
債務者　森　慎一郎
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９号
福岡市城南区鳥飼５丁目20番18―106号
債務者　大蔵　幸浩
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５号
福岡市南区寺塚１丁目９―18、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字西小田928番地６
債務者　田尻　英則
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原163番地１　みなとヒルズコンフォート401号
債務者　林田　　純
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７号
福岡県春日市小倉５丁目130番地１　ヒルズ春日Ｂ105号
債務者　村上　　雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部